

岐阜県公報

第 五 百 四 十 二 号
令 和 六 年 十 一 月 十 五 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

知事指定薬物の指定の失効	(業務水道課)	四六三
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	四六四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	四六四
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同)	四六四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	四六五
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	四六五
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	四六六
指定施設機関の廃止の届出	(同)	四六六
道路の区域変更	(道路維持課)	四六七
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	四六七
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	四六七
土砂災害警戒区域の指定	(同)	四六八
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	四六八
保安林の指定施業要件の変更	(飛騨農林事務所)	四六八

告 示

岐阜県告示第四百四十九号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 N・N・ジエチル・ニ・(二)・(四)フルオロフェニル)メチル)・五・ニトロ・H・ベンゾ[d]イミダゾール・イル)エタン)・アミン及びその塩類(通称Flunitazene、Fluonitazene)
- 2 N・N・ジエチル・ニ・(二)・(四)メトキシフェニル)メチル)・H・ベンゾ[d]イミダゾール・イル)エタン)・アミン及びその塩類(通称Metodesnitazene、Metazene)
- 3 ー(ペンゾ[d]ー・三)ジオキソール・五・イル)・四・メチル・ニ・(ピロリジン・イル)ペンタン)・オン及びその塩類(通称MD・Phip、MD・Phip)
- 4 N・(ー・アミノ)・三・三)ジメチル)・オキソフタン)・ニ・イル)・五・プロモ)・ペンチル)・H)インタゾール)・三)カルボキシアミド及びその塩類(通称ADB・五Br・PINACA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日
令和六年十一月十六日

岐阜県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら胃腸科内科クリニツク	各務原市那加住吉町一丁目四八番地一	令和六・九・一
きたがた調剤薬局	本巣郡北方町北方字地下前五八二一四	同
はなみずき内科・内視鏡クリニツク	大垣市林町七丁目八四〇	令和六・一〇・一
V・drug 大垣北薬局	大垣市林町七丁目八四一	同
がじゅまる薬局	多治見市脇之島町六丁目三〇番地二の二三	同
トラスト薬局 羽島店	羽島市竹鼻町狐六字小堤一〇五七一	同
V・drug 西可見薬局	可児市帷子新町三丁目六四	同
シンコー薬局 みたけ店	可児郡御嵩町伏見字西町八八八二	同

岐阜県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ライトクリニツク	大垣市鶴見町藤沢二二六	令和六・七・二〇
スギ薬局 川辺店	加茂郡川辺町西橋井四五九	令和六・七・三一
さくら胃腸科内科クリニツク	各務原市那加住吉町一四八一	令和六・八・三一
原 齒 科 医 院	各務原市那加桜町二一五九一	同
きたがた調剤薬局	本巣郡北方町北方字地下前五八二一四	同

岐阜県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第

四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	年月日
-------------	---------------------	-----------------	-----

FIKAFARM株式会社	新 羽島市竹鼻町 錦町一〇番地 四号	新 羽島市竹鼻町 錦町一〇番地 四号	令和六年十一月十五日
	旧 羽島市竹鼻町 錦町一〇番地 四号	旧 羽島市竹鼻町 錦町一〇番地 四号	

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	指定年月日
-------------	---------------------	---------	-------------	-------

合同会社	大垣市東町二一四〇五	訪問看護	訪問看護ステーションめぐ	令和六年十一月十五日
------	------------	------	--------------	------------

同	同	介護予防訪問看護	同	同
---	---	----------	---	---

岐阜県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

岐阜県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
-------------	--------------	-------

合同会社	大垣市東町二一四〇五	令和六年十一月十五日
------	------------	------------

同	同	同
---	---	---

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道 号 百五十八	道路の種類 路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅員	延長	備考
				ル(メートル)	ル(メートル)	
		高山市清見町三日町字塚腰五三三番地先から同市同町同字同五二六番二地先まで	前 二〇・九 三・〇	後 二一・四 三・四	六六・八	

岐阜県告示第四百五十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四百十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

五斗時谷 1	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	土岐市泉町久尻		次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第五百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

五斗時谷 1	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	土岐市泉町久尻		次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

五斗時谷 1	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	土岐市泉町久尻		次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五斗時谷 1	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市河合町大谷字きわださこ六一八の一
- 二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。()

令和六年十一月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社